

平成 19 年度

# 事業計画書

財団法人 横浜市シルバー人材センター

## 基本方針

横浜市の65歳以上の人口は2025年で97万9千人（人口の約26%）になる見込みで、今後は益々高齢化が進むと予想されています。とりわけ本年は団塊の世代が60歳代へ到達する年にあたり、高齢者が地域社会や労働力を支える担い手として期待される時代となります。

このような状況の中で、シルバー人材センターが団塊の世代を含めた高齢者の多様な就業ニーズや地域活動ニーズを的確に把握し対応する機能の強化が強く求められています。

当センターは、これらの多様なニーズに迅速に対応するため19年度は、ワンストップサービス機能を新たに付加するとともにシルバー人材センターも参入可能となった一般労働者派遣事業を新規事業として、取組・実施するなど高齢者に対しての多様な就業メニューの確保・提供を行い時代に即した魅力あるセンターづくりに努めていきます。

また、本年3月に策定した「基本計画2016」（2007年度～2016年の10年間）、及び横浜市と4月締結の「特定協約」（2007年度～2010年度の4年間）の初年度でもあり、この行動計画に基づき事業運営を着実に実施していきます。

一方、補助金の削減や入札方式の変更、指定管理者制度の実施等により、前年度と同様に厳しい事業運営が見込まれ、当センターが安全・安定した経営をするためにも自主財源基盤の確立が早急に求められています。このような背景を踏まえ、事務事業の効率的な執行・見直しに加え、発注者に対する事務費率の改定並びに会員に対する新たな負担等について検討していきます。

また、前年度の「基本計画2016」策定委員会において提案頂きました項目のうち、会員がより一層センターの企画運営等に主体的に参画できる制度的な仕組みづくりを早急に進めると共に、併せて個人情報の保護並びに法令遵守（コンプライアンス）をより積極的に推進します。

19年度におけるセンター事業運営の推進にあたっては、シルバー人材センターの理念でもあります高齢者が就業を通じて健康で豊かな生活ができ、またその活動が地域社会の活性化に貢献できることを念頭に置きながら取り組んでまいります。

### 平成19年度重点事業

- 1 団塊の世代への対応
- 2 受注開拓の推進
- 3 就業体制の強化
- 4 福祉・家事援助サービス業務の推進
- 5 安全管理対策の強化
- 6 財政基盤の強化と業務執行体制の見直し

## 平成19年度事業計画

### 平成19年度計画値

契約金額	44億1900万円
会員数	1万4800人

## 1 団塊の世代への対応

市内では、2007年度に60歳に到達する団塊世代の労働者数は約4万人と予測されています。改正高齢法下での企業、公共団体では定年延長や継続雇用等により引き続き雇用の場が制度的に確保されていますが、自己のライフスタイルによりその制度に移行しない定年退職者の方々もいるものと考えられます。当センターでは、本年度から今後数年間、多様な要望に十分対応できるような体制づくりを、重要な課題と捉え、積極的に取り組んでいきます。

### (1) ワンストップサービス機能の付加

就業・活動ニーズへの相談機能の拡充として、横浜市経済観光局（所管局）あるいは「ハローワーク」、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」、その他の関係機関・団体との連携を図り、情報提供の迅速化など本部及び事務所でのかみ細かな体制づくりに努めるとともに、センターからの関連情報の発信としてインターネット（ホームページ）を活用した情報提供の拡充を行います。

### (2) 一般労働者派遣事業への参入

就業においては、従来の委託（請負・委任）、無料職業紹介に加え、高年齢者の多様な働き方の選択肢として、改正高齢法でシルバー人材センター事業の特例として認められた一般労働者派遣事業に参入します。派遣事業では請負・委任形式ではできない就業先からの指揮命令下での就業が可能になり、幅広い対応が可能になると予測されます。

### ※一般労働者派遣事業について

法律上、同事業の実施主体は（社）神奈川県シルバー人材センター連合会となり、実務を実際に行う各拠点（センター）は、同連合会傘下の一事務所として関連事務を行います。派遣労働者は各センターへ登録している会員が対象となり、（社）神奈川県シルバー人材センター連合会に雇用され就業先へ派遣されます。

## 2 受注開拓活動の推進

平成19年度も民間部門の活発な活動により好景気の持続が見込まれる中、公共・外郭部門では、横浜市の入札方式の変更や指定管理者制度の実施により、受注減少が予測されますが、協約目標を達成するため、団塊世代への対策にあわせて、受注開拓、実績の確保に積極的に取り組んでいきます。

具体的には、役職員と会員とが一体となった活動にあわせ、事業推進員、福祉・家事援助サービスコーディネーターの訪問活動による受注の促進、広報媒体の活用や地域イベントへの参加等によるセンター事業の周知を図り、公共・外郭団体の現行実績の維持とともに、民間・個人受注に重点を置いた新たな受注確保に努めます。

(1) 役職員による受注活動

より多くの市内の中小企業等に対しセンター事業の魅力についてPRを効果的に行うとともに、事業推進員活動との連携を図りながら、役職員による受注活動を展開し受注強化を行っていきます。

また、公共・外郭受注については、地方自治法施行令改正に伴う特命随意契約による受注の獲得に向けた働きかけを行い、また、指定管理者制度への対応としては、受託した企業・団体等へ会員の活用について積極的に働きかけていきます。

(2) 事業推進員活動

引き続き国庫補助事業の就業機会創出員制度を活用して、仕事の受注や啓発活動を担当する会員を各事務所に配置し、役職員による受注活動等と連携を図りながら、企業・団体等へ訪問PR活動を行い、本活動を通して、地域に潜在するニーズの掘り起こしとセンター事業の普及啓発に努めます。

(3) 会員によるPR活動

会員の主体的活動や事業協力の一環として、広報物配布業務に携わる会員が受注開拓を目的としたセンターのPRチラシを地域に配布し、センター事業の普及啓発に努めます。また、区民まつり等の地域イベントやボランティア活動への参加時には、会員が主体的にチラシ・パンフレットの配布を行うほか、会員作品展などの文化活動を通して地域住民とコミュニケーションを図り、センター事業の普及啓発と地域社会への浸透を図ります。

(4) 独自事業の実施

会員のもつ専門的技術・技能を活かした就業機会の確保と市民に対するサービスの還元を目的に、独自事業として会員講師による各種講座を本部・事務所で開催します。

今年度は引き続き、会員講師が自主的・主体的に運営できるよう支援するとともに、会員向けパソコン講習を独自事業として実施するなど、受講者の要望度・満足度をより精査し、講座内容の充実に努めます。

[実施内容]

- ①オカリナ(新規) ②書道 ③パンづくり ④写真の撮り方 ⑤絵手紙  
⑥そば打ち ⑦中高年の英語 ⑧パソコン ⑨世代間交流事業(パンづくり、そば打ち)

(5) IT社会に対応する受注活動

ホームページ掲載情報の定期更新にあわせ団塊世代を含めた高齢者に対して多様な就業・活動情報の増設を行うとともに、電子メールによる相談・受注対応の機能を強化して、引き続きIT社会に相応しい事業運営を図っていきます。

また、引き続き(社)全国シルバー人材センター事業協会のインターネットの受注システムである「シルバーしごとネット」を活用し、時代に適合した受注活動を展開します。

(6) ワークプラザ作業室の利用促進

後期高齢会員の就業機会確保に向けた取り組みを目的に、一時的に多くの人手を

要する作業が可能なスペースである本部及び緑事務所ワークプラザ作業室の利用促進を図ります。特に公共団体からの各種資料の封入、シール貼り、発送作業等の受注拡大に取り組みます。

### 3 就業体制の強化

多様化する発注者ニーズに的確かつ迅速に応え、顧客満足度をより高めていくために、職種ごとの登録会員の増強、実践的スキル講習会の実施、適正就業の推進等に取り組み、就業体制の充実・強化に努めます。

また、子育て支援事業は横浜市中期計画の重点施策でもあり、今後の需要増が予測されることから事業の拡充強化を目標に、その中核となる女性会員の増強を目指します。

#### (1) 会員の増強

民間企業等から高年齢者の就業等に対するニーズも増大しており、当センターにとっても会員の増強は重点課題の一つです。

そこで会員による友人・知人への勧誘、ホームページや各種媒体による広報PR、市民を対象としたスキル講習会の開催等を通じて、団塊の世代や会員が不足している地域・職種を中心とした会員募集を行い、発注者のニーズに迅速に対応するための会員増強を積極的に取り組んでいきます。

#### (2) スキル講習会の充実

発注者ニーズに的確・迅速に応え顧客満足度をより高めていくために、各種スキル講習会を開催し、スキル習得・向上を図っていきます。一部の講習会については、国の補助事業であるSP（シニアワークプログラム）事業を活用して実施してまいります。

#### (3) 適正就業の推進

発注者の理解の下、ローテーション就業の推進や「会員の就業年限に関する基準」の適用等により、一人でも多くの会員に就業機会を提供することで適正就業の徹底を図るとともに、就業率の向上に努めます。

#### (4) 会員意向調査の実施

本年度は、会員の就業に関する意向・現況を把握するとともに、会員登録の継続意思確認を行うため、会員意向調査（隔年ごと）を実施し、その結果をセンター事業に反映させます。

#### (5) 顧客サービスの向上

会員に対する能力や質の向上等多様化する発注者ニーズに的確かつ柔軟に応えるため、会員接遇研修の開催や職種ごとの会合等での啓発活動を通じて、顧客満足度向上に努めます。

#### (6) 地域班活動

地域班活動は、広報物の配布ネットワークを軸とした班編成により班活動を維持しています。19年度は、地域での活動や班員体制等地域班本来の活動のあり方・再編を検討します。

#### (7) 職群班活動

職群班は、会員による主体的な就業活動の推進を目的として、植木剪定班が組織化され、安全管理や技能向上、トラブルの防止等を中心に情報交換の場として実施していますが、引き続き自主的な受注拡大、仕事の配分方法等についても検討していきます。

また、福祉・家事援助サービスにおいては、コーディネーターが中心となり定例的に開催している会員懇談会の一層の充実を図り、情報を共有する場として組織化に向けた取り組みを行います。

### 4 福祉・家事援助サービス業務の推進

昨年度に引き続き、福祉・家事援助サービスコーディネーターの配置、実践的な講習会の開催等を通じて、福祉・家事援助サービスや子育て支援業務等に積極的に対応していくとともに、18年度から実施された介護保険制度の見直しに対応するため、保険認定の対象とならない層に対する一層の支援と体制の整備を図っていきます。

#### (1) 福祉・家事援助サービスコーディネーターの配置

本部及び各事務所に福祉・家事援助サービスコーディネーターを配置し、就業希望会員に対する面談による就業への意識醸成、発注者と就業会員のコーディネートとアフターフォロー、会員懇談会の定期開催等、良好な就業環境づくりとより良いサービスの提供に努めていきます。

#### (2) 各種講習会の開催

多様化する発注者ニーズに対応するため、調理、家庭内清掃等の講習会を開催し、会員の就業活動が円滑に進むよう会員のもつ技術の補完に努め、発注者サービスの質の向上を図ります。

19年度は前年度好評だった電磁調理器具（IHクッキングヒーター）を使った調理講習を引き続き開催し、高齢者世帯からのニーズにも対応できるための体制づくりに努めます。

#### (3) 子育て支援

核家族の増加や女性の社会進出に伴い、子どもの見守り、幼稚園や塾への送迎、産前産後の手伝い等、子育て支援に関するニーズが年々高まり、子育て支援事業は横浜市中期計画でも重点施策として掲げられています。このため、センターとしても講習会開催等を通して子どもの健康面や精神面における特性等の知識を深めるなど子育て支援の就業体制の強化を図り、併せて積極的な受注活動を行います。

#### (4) 介護保険対象外業務の充実

介護保険制度は、18年度から予防重視型システムの確立等新たなサービス体系が制度化されましたが、介護予防サービスの一助として、引き続きセンター活用の高まりが予測されます。各区役所や福祉施設等の関連機関と連携を図り、現在実施している介護保険の適用とならない対象者に対する支援をさらに充実させ、高齢社会のニーズに対応していきます。

## 5 安全管理対策の強化

安全な就業環境を整え、会員自身にも安全就業の意識の醸成を図ることが、事故防止には必要なことです。19年度は、「事故ゼロ」をスローガンとしてさらに安全管理委員会の機能強化、講習会及び各種啓発活動等を通して会員の安全就業を推進し、万が一発生した際における迅速な情報提供と連絡体制の整備などセンターにおける危機管理体制とリスクマネジメントの整備に努めます。

また、事故件数が多く重篤事故に結びつきやすい植木剪定業務の事故防止に重点を置き、作業別就業安全基準の周知徹底と励行に取り組んでいきます。

途上事故防止については、継続的に実施している神奈川県警の協力による交通安全講習会等を開催し、交通災害防止にも努めます。

### (1) 安全管理委員会活動

- ア 事故の原因分析と防止対策への取り組み
- イ ヒヤリ・ハットの分析と事業への反映
- ウ 就業現場への巡回視察と不安全行為等の指摘
- エ 職群班会議での啓発活動
- オ 会員交流会等での啓発活動

### (2) 安全講習会の開催

- ア 交通安全講習会（歩行・自転車、車両運転、オートバイ運転）
- イ 職群別安全講習会（緑地管理、福祉・家事援助サービス）
- ウ 多数の会員参加による安全講習会

### (3) 安全就業に向けた取り組み強化

- ア 会報シルバーセンターへの啓発記事掲載
- イ チラシによる啓発活動（配分金明細書等へ同封）
- ウ 安全基準の周知徹底と不履行者に対する就業調整

### (4) シルバー保険への加入

会員が安心してセンター活動に参画できるよう、引き続き、全会員を対象に、シルバー人材センター総合保険（傷害、賠償責任）に加入し、会員活動における不測の事態に備えます。

## 6 個人情報の保護並びに法令遵守

センターではこれまでも発注先企業や個人家庭等における就業時の情報管理・保護などを会員に対して強く指導・徹底してきましたが、個人情報保護等に関連する法令の整備や社会的関心が急速に高まってきている状況を確認し、従来の発注先等における適正な情報管理・保護等に加えて、登録希望者や会員自身の個人情報保護を強化していきます。この場合におきましては、センター自身が保有する情報の管理徹底だけでなく、発注先に提供する就業会員に関する情報についても、その適正な保護及び管理の徹底を相手先に対しまして強く要請していきます。

併せて、センターの社会的責任を強く自覚し、適正就業の推進確保など就業に関連

する法令等と共に、その経営や事業活動全般に適用される法令等の趣旨・条文等をこれまで以上に遵守するよう、職員及び会員への徹底を行います。

また、センターのホームページ等を通じて、経営情報の積極的な開示を図るなど、経営の健全性確保と透明性の推進にも努めます。

## 7 財政基盤の強化と業務執行体制の見直し

19年度は、横浜市との新たな「協約」や「基本計画」の初年度にあたりますので、目標達成に向けた確実な執行管理を適切に行います。

### (1) 基本計画2016の執行管理

19年3月に定めた「基本計画2016」は、学識経験者や関連団体関係者等の外部委員を中心に、団塊の世代対策やセンターの自主・自立を目指した独自財源確保や新たな組織・機構改革の実施、横浜市との「協約」や中期計画との整合性等長期的視点に立って策定しました。本計画の事業計画が適切に執行されるよう随時進行管理を行います。

### (2) 独自財源の確保と会員登録制度の検討

19年度は、独自財源確保や会員帰属意識のあり方を視野に置き、会員登録制度（会費制度）について検討するため職員と会員から構成する検討委員会を設置し、20年度実施に向けた検討を行います。

### (3) 請求センターの安定稼働

請求センターは毎月、経常的に処理している事務所の請求事務を本部に移管し、一括集中処理することにより、事務所業務の軽減を図るものであり、事務所の本来業務である受注活動や会員管理等の業務を重点的に取り組むことを目的として、昨年度から実施していますが、本年度は取り扱い業務の拡大や会員活用など、執行体制の充実強化に努めます。

## 8 ボランティア活動支援

現在、就業に加えてセンターにおける会員活動の一つとして、グループ単位によるボランティア活動が行われています。本年度も関係機関との連携のもと、会員が主体となった活動の充実を推進するために、会報誌への活動紹介や参加者募集記事の掲載、研修会の開催支援等を通じて、引く続きこの活動を側面から支援していきます。

グループ名	活動内容	グループ名	活動内容
演芸	楽器演奏、歌唱、手品	観光ガイド	名所・旧跡案内
緑地管理	植木剪定、除草	街の美化	清掃美化
イベント	イベントの運営手伝い	青少年育成	囲碁・将棋指導
福祉	福祉施設の手伝い		

## 9 普及啓発活動の推進

厳しい財政状況のなか、経費縮減の観点から普及啓発活動の総点検を行い、効率的・効果的な広報手段の選択等を図り、センター事業の普及啓発に努めます。

なお、PRにあたってはセンター事業の特色を強調した内容にします。

### (1) 広報媒体を活用したPR

- ア 会員による受注開拓用PRチラシの配布
- イ パンフレット、リーフレットの配布
- ウ その他各種広報媒体の活用

### (2) インターネットの活用

団塊の世代も視野に置いたインターネット活用によるPR活動や情報伝達の充実を図り、センター事業の普及啓発及び効率的な事業運営に役立ていきます。

- ア 本部ホームページの定期更新と多様な就業・活動情報の提供
- イ 各事務所インターネットにおける電子メールによる相談、受注及び情報収集

### (3) その他の広報活動

- ア 区民まつり等地域イベントへの参加
- イ 公共施設等へのパンフレット常備

## 10 無料職業紹介事業の実施

臨時的・短期的及び軽易な業務に係る雇用労働を希望する高齢者に、無料の職業紹介を実施していきます。

## 11 会報紙の内容充実

「会報シルバーセンター」は、会員の取材、編集活動のもと会員、発注者及び関係機関向けに年2回発行し、センター事業や会員の就業内容の紹介、センターから会員への情報伝達等を行っています。引き続き、会報誌がセンターの情報を発信する媒体として今後も機能するよう、掲載内容の一層の充実に努めていきます。

## 12 会員の自主活動への支援

事務所単位で開催している「会員交流会」、「各種サークル活動」及び全事務所有志会員で構成する「創作展会」等会員の自主活動について、引き続き支援を行います。